

高石監査第68号
平成24年6月27日

請求人（省略）

高石市監査委員 上田 耕治
高石市監査委員 綿野 宏司

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成24年5月2日付で提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づく監査の結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の内容

本件住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『請求の要旨

平成24年第一回市議会臨時会議事日程表（会議録）により開催された、議案第2号 平成23年度高石市一般会計補正予算

別紙 資料より

補正予算金額 109,457,000 円

内訳 歳出還付分 35,961,322 円

償還金分 73,494,576 円

質疑、全員協議会後本会議で可決された上記支払金額は不当であり、地方自治法第242条第一項に基き高石市長阪口伸六に金額109,457,000円の返還を求めて、住民監査請求を行う。

今回私が住民監査請求を行う理由

1. 公金の使い方（決定に至る）経過が明らかでない
2. 高石市の組織が機能していない（チェック不足）
3. 高石市の組織 危機感不足、責任者不在
4. 今後の対応策が具体的に明らかでない
5. 償還と還付が結論ありきになった

上記の1～5を知るべく、高石市公開条例によって請求を行った請求内容、作成の為事前に下記内容を示した

1. 公定資産審査会会招集の有無と同会議録
2. 実地調査調書および決定書
3. 納税通知書
4. 償却資産つき合せの有無
5. 歳出の還付、償還金H4年～H22年年度ごとの金額
6. H23年予算内の流用は必要でないのか
7. 懲戒について

別途に 冷凍倉庫、冷蔵倉庫に関する告示点検指示

平成23年11月2日 企業からの問い合わせ以後の経過について
公開条例の請求には個人情報に係わる、非公開、の点で解答は2点に止まった

次に 議案2号に関しての議会にあっての資料を資料1で示したい

平成19年2月14日付 総務省自治税務局固定資産税課長通知（納税固第6号）
「冷凍倉庫に係る固定資産税の課税の点検等について」

下記の2点について周知する旨の通知 資料4

早急に点検すること

誤りがあれば還付等について適切に対応し納税者に十分な説明を行い理解を求めること

さらに 平成19年2月16日 大阪府総務部長名(市第3476号)資料5

冷凍倉庫に係る固定資産税の課税の点検等について

上記 周知依頼があったと同時に点検と判明した状況を平成19年3月30日まで

調査表A及びBにより報告依頼があった

点検による回答(別紙資料6,7)

高石政税第21541号

平成19年2月19日

大阪府総務部長 殿

高石市長

冷凍倉庫に係る固定資産税の課税の点検等について(回答)

みだしの件について別紙の通り回答いたします

(資料8,9)

調査表A	冷凍倉庫点検状況	実施済	疑問	実施日、内容、
	冷凍倉庫の有無	有		調査人は誰れか
	冷凍倉庫に係る過誤有無	無		

調査表B 冷凍倉庫の新築時評価主体 主に市町村

この間 高石市にあって「冷凍倉庫に係る固定資産税の課税の点検等について(通知)

收受日 平成19年2月16日

決裁日 平成19年2月19日

尚 調査表 再発防止のため必要と思われる措置、要望等

「固定資産評価基準において明確かつ具体的に設定すべきだと思う」

同じ内容の点検等について(回答)高石政税第21541号 平成19年4月4日

回答

但し 回答の内容に[調査表B]要望等の記入がないのは何故か

その後 別紙資料13による 総務省告示225号が発表されている

平成21年4月1日 総務大臣 鳩山邦夫

さらに 平成22年10月7日 総税評第50号 資料14

通知 「冷蔵倉庫用のもの」の適用に係る留意点等について

平成22年10月8日 市第2597号 資料15

送付 大阪府総務部長

上記 通知、送付に係る 高石市では 資料 16
大阪府総務部長 收受日 平成 22 年 10 月 12 日
決裁日

評価替え時に留意して
対応の内容、日時、明
記されていない

担当者 係長 課長代理 次長課長
評価替え時に留意して対応します

その後 平成 23 年 11 月 28 日

高石市内 A 事業所よりメールによる照会があった、翌 11 月 29 日電話連絡、
後日高石市公定資産税係員が同事業所を訪問、確認し 事業所訪問の
冷凍冷蔵庫であると決定、誤りにより償還、還付 記録が明らかでない
過納、還付が補正予算で上呈された。 日時、場所、調書、調査人

平成 19 年 2 月 14 日 総務省通達 19 年 2 月 16 日 大阪市通知

平成 21 年 4 月 1 日 総務省告示 22 年 10 月 7 日 総務省通知

各々に事案に公定資産税税務課としてどう対策対応をしたかについて 記録
がない(会議録) 実地調書もない、事実がある

1 固定資産税法では

事実の表示、場所及年月日、調査結果、その他の必要事と大きいポイント
になっているが、それに副った内容が残らないのでは 正しい評価が何によ
って決定されたか疑しい

2 高石市事務分掌条例施行規則(1~6)

固定資産評価委員会との連絡に関する事

固定資産の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事

3 高石市公文書管理規則

第 3 条 1 事務は原則として公文書により処理しなければならない

4 高石市公開情報条例

第 1 条 市政の公正な運営を確保し、市民の市政参加・・・市の保有する
情報が市民生活において積極的活用されることを推進し・・・市民の福祉の
増進に寄与されることを目的とする

5 高石市固定資産評価審査委員会条例

第 9 条 実地調査について調書を作成しなければならない

1. 事実の表示
2. 場所及年月日
3. 調査の結果
4. その他必要事項

第 10 条 調書を作成

1. 事案の表示
2. 会議の場所、年月日

3. 会議の要項

4. その他 必要な事項

第 11 条 決定書の作成

法定書正副 2 通作成

6 職員服務規則

出張 第 11 条

出張、帰庁 所属長に届出ならない

(2) 帰庁(帰張)後速やかに復命書により

上司に報告しなければならない

1 ~ 6 順守すべき条例、規則である

高石市補正予算会議録より

P 35 副市長 基準は明確でなくても区分は明確に二つあったわけ
でございます。区分が二つあるにもかかわらず、本市といたしまして、
その一方しか結果において適用していなかったという運用して
きたわけでございます。本来でありましたら区分が二つあるわ
けでございますから、市としてどの基準でそれぞれの区分を適
用するかというのは、その時点で明確に基準を市なりに判断し
て、それぞれの両区分を適用すべきであったのをしていなかっ
たと考えられる・・・ 誤りを認めている

P 35 議員 市長自ら、みずからの不明を恥じて、平成 19 年時点と今日の
時点の差、利息分の 1700 万円、これについて責任をとるべきで
ないかということをお願いしたい

P 36 この処分の撤会を求め、しないならばやはり法律の定めから
いえば市長が徴税吏員であることは間違いないわけであり、
からこの責任は免れない この質問、意見は何んの根拠によ
るものか、知りたい、内容である

以上、経過の上で、償還、還付至る中でまとめたい。

平成 19 年 2 月 14 日 総務省自治税務局固定資産課長「通知」
納税個第 6 号

平成 19 年 2 月 16 日 大阪府総務部長 総務部長「通知」
市第 3476 号

平成 19 年 2 月 19 日 高石市長 大阪府総務部長宛「回答」

平成 21 年 4 月 1 日 総務大臣 総務省「告示」
告示第 22 号

平成 22 年 10 月 7 日 総務省自治税務局資産評価室「通知」
総務税評第 50 号

重要な通知にどう、対応に回答に至ったかの記録がない中で決定に至ったことは先に記述した高石市各々の規則条例を順守されておらず不当であり、何に準拠に決定に至ったかを求めたい、(高石市の各々の規則とは 1 から 6 である)

さらに に続き

平成 23 年 11 月 28 日 事業所よりメールにて冷凍冷蔵庫について問い合わせがあった。後日現地に出向き、確認 冷凍倉庫であった、問題点は平成 19 年 2 月 19 日 高石政税第 21541 号回答によると

冷凍倉庫の有無に 有

冷凍倉庫に係る過誤有無 無

同調査票表 B 再発防止のため必要と思われる措置要望等記入がある

に関しては 調書(事実の表示、年月日、場所、調査結果)決定書作成公文書による処理がない(高石市各々の規則 1 ~ 6 参考)

情報公開条例に基づいて求めた金額算定の根拠について計算はしていないと、説明を受けていたが、会議録(P35)利息分金額があり、再度質問すると別紙 No.17 が渡された。公文書とは認め難いメモ程度 様式、内容、責任、日付と不備 今回の補正予算審議の中で真剣に検討されたとは理解できない。

情報公開を真剣に受けとめるべき。

利息計算に就いて、今回の還付 地方税法 5 年を順守すべきであった、法整備に係わる放置期間は理解を求める必要がある

最後に 今回の還付、償還事例に関し、法令順守の精神、行動の持つ意味が理解できたことと思えます。組織の末端に致る、活性化と公金を市民の為に有効に使う、使命感を向上される様期待します

以上

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙 事実証明書を添え必要な措置を請求します

事実証明書類

資料 1 議員全員協議会資料(税務課)庶務課資料コーナー

別紙 平成 24 年第 1 回高石市議会臨時会議事日程表

別紙 本日の議会会議日程 議員全員協議会

別紙 【冷凍倉庫の課税誤りに係る還付について】

資料 4 冷凍倉庫に係る固定資産税の課税の点検等について

資料 5 冷凍倉庫に係る固定資産税の課税の点検等について(通知)

資料 6 冷凍倉庫に係る固定資産税の課税の点検等について(回答)

資料 7 (起案)冷凍倉庫に係る固定資産税の課税の点検等について(通知)

- 資料 8 【調査表 A】冷凍倉庫用建物の課税誤りに及び返還金等に関する調
資料 9 【調査表 B】冷凍倉庫用建物の課税誤りの原因及び対応策に関する調
資料 10 冷凍倉庫に係る固定資産税の課税の点検等について（回答）
資料 11 【調査表 A】冷凍倉庫用建物の課税誤りに及び返還金等に関する調
資料 12 【調査表 B】冷凍倉庫用建物の課税誤りの原因及び対応策に関する調
資料 13 総務省告示第 225 号
資料 14 「冷蔵倉庫用のもの」の適用に係る留意点等について（通知）
資料 15 「冷蔵倉庫用のもの」の適用に係る留意点等について（送付）
資料 16 （起案）「冷蔵倉庫用のもの」の適用に係る留意点等について
No.17 金額計算表

』（以上、原文どおり。事実証明書の掲載は省略する。）

第 2 地方自治法第 2 4 2 条の要件に係る判断について

1. 地方自治法第 2 4 2 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法もしくは不当な行為に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。この住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民としての損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものである。したがって、住民監査請求は、本市に損害をもたらすような行為に対して行うことができるのであって、本市に財産的損失を与えない、または与えるおそれがない財務会計上の行為については、住民監査請求になじまないものである。
2. 住民監査請求は、住民に対し、違法もしくは不当な一定の行為等に限って監査を請求する権能を認めたもので、それ以上の範囲にわたる行為等を包括して、これを具体的に特定することなく監査を求めるなどの権能までを認めたものではない。また、違法性又は不当性についても、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、その行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を個別に摘示して初めて請求の要件を満たすものである。
3. 本件請求は、請求事実に関する違法性又は不当性の摘示とその理由の明示について不明があるが、請求事実と事実証明書等で示される請求者の主張に監査委員が認識することができる程度の関連性がうかがえることから、所定の要件を満たしているものとして、平成 2 4 年 5 月 2 日付けで受理した。

第3 監査の実施

1. 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成24年5月28日請求人に陳述の機会を設け、補足的な陳述を受けた。

2. 監査対象部局

政策推進部 税務課

3. 監査にあたり事情を聴取した者

政策推進部税務課長 他3名

第4 監査の結果

1. 結論

請求人の主張は、いずれも理由がなく、措置の必要を認めない。

2. 判断理由

(1) 請求人の請求理由について

請求人は、平成24年第1回市議会臨時会において可決された平成23年度高石市一般会計補正予算における償還金・利子及び市税還付金・還付加算金(以下、「償還金等」と省略する。)について、5つの請求理由、すなわち、公金の使い方(決定に至る)経過が明らかでない、高石市の組織が機能していない(チェック不足)、高石市の組織、危機感不足、責任者不在、今後の対応対策が具体的に明らかでない、償還と還付が結論ありきになった、をあげ、主として手続的な問題から不当な公金の支出であると主張している。請求人は、本市が大阪府へ回答として提出した調査表や本市の起案文書などに記載事項の不備や疑義があることを指摘し、公金の支出経過の不明やチェック不足などを理由として、不当性を主張するのである。しかしながら、請求人の指摘する記載事項の不備は、請求人の主観的な判断に依拠しており、その他の記載方法の疑義についても、個人的な危惧を超えないものと認められる。

(2) 固定資産評価基準の適用誤りについて

固定資産評価基準の適用は、市の裁量によるものであるが、本市においても平成18年以前より一定の方針のもとでの裁量による適用判断を継続してきたところ、今般、一部の納税者についてその納税者の権利や他市の先行事例を考慮して、過去に遡って適用判断を変更するために償還金等の支出を行うものであり、その支出自体に請求人の請求理由に見合う違法性又は不当性は認められない。

ただし、監査対象部局には、納税者とのコミュニケーションやその経過を税務事務により役立てていくような改善が望まれる。

以上